

資料①

立地適正化計画の作成状況

○835都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和6年7月31日時点)
 ○このうち、585都市が計画を作成・公表。

令和6年7月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(黒字:585都市)。うち、防災指針を作成・公表の都市(黒太字◎:321都市)。都市機能誘導区域のみ設定した都市(斜字:2都市)

北海道	大空町	気仙沼市	須賀川市◎	鹿沼市◎	志木市	八王子市	魚津市	須坂市◎	袋井市	桑名市	富田林市◎	田原本町◎	尾道市	西条市	鹿島市	串間市◎
札幌市	白老町◎	白石市	喜多方市◎	日光市	和光市◎	三鷹市	氷見市	小諸市	下田市	名張市◎	寝屋川市	王寺町	福山市	大洲市	小城市	西都市◎
函館市◎	厚真町◎	名取市	相馬市	滑川市	新座市	伊那市	尾鷲市	裾野市	裾野市	尾鷲市	河内長野市◎	広陵町◎	府中市	伊予市◎	嬉野市	えびの市
小樽市	安平町	岩沼市	二本松市◎	真岡市	桶川市	町田市	黒部市◎	駒ヶ根市◎	湖西市	亀山市	大東市◎	河合町	三次市	西予市	神埼市	三股町
旭川市◎	むかわ町	登米市◎	田村市◎	大田原市	久喜市	日野市	砺波市	中野市◎	伊豆市◎	鳥羽市	和泉市	和歌山県	庄原市◎	東温市	基山町◎	国富町
室蘭市◎	日高町	栗原市◎	国見町	矢板市◎	北本市	福生市◎	小矢部市	大町市◎	菊川市	熊野市	箕面市	和歌山市	大竹市◎	東温市	上峰町	綾町◎
釧路市	浦河町	大崎市	大玉村	那須塩原市	八潮市	狛江市◎	射水市◎	飯山市◎	伊豆の国市	志摩市	門真市◎	海南市	東広島市◎	久万高原町◎	みやき町	新富町
帯広市	新ひだか町	富谷市◎	猪苗代町	さくら市	蓮田市◎	東大和市	立山町	茅野市	牧之原市	伊賀市◎	摂津市◎	橋本市	廿日市市	松前町	有田町	川南町◎
北見市◎	新得町◎	柴田町◎	泉崎村	那須烏山市	坂戸市	武蔵村山市	入善町	塩尻市	函南町	東員町	高石市◎	新宮市	安芸高田市◎	内子町	都農町	
夕張市◎	芽室町	山元町	矢吹町	下野市◎	幸手市	西東京市	朝日町◎	佐久市◎	清水町	朝日町	朝日町	新宮市	江田島市	鬼北町	門川町	
岩見沢市	大樹町	山元町	小野町	益子町◎	鶴ヶ島市	瑞穂町	千曲市	千曲市	長泉町◎	多気町	東大阪市◎	湯淺町	府中町◎	愛南町	高千穂町◎	
網走市◎	広尾町	秋田県	小野町	益子町◎	日高市	神奈川県	東御市	東御市	吉田町	明和町	泉南市	有田川町	海田町◎	愛南町	鹿児島県	
留萌市	池田町	秋田市	水戸市	日高市	ふじみ野市	川崎市	安曇野市◎	安曇野市◎	森町	玉城町	交野市	鳥取県	熊野町◎	高知県	鹿児島県	
苫小牧市◎	厚岸町	能代市◎	日立市	白岡市◎	白岡市◎	相模原市	御代田町◎	御代田町◎	愛知県	愛知県	大阪狭山市	鳥取市	坂町	高知県	鹿児島県	
稚内市	弟子屈町◎	横手市◎	土浦市◎	三芳町◎	三芳町◎	横須賀市◎	富士見町	富士見町	名古屋市長	津島市長	阪南市	米子市◎	北広島町	南国市◎	鹿児島市◎	
美唄市	白糠町	大館市	古河市	毛呂山町	毛呂山町	平塚市	羽咋市	羽咋市	津島市長	長浜市長	島本町	倉吉市	世羅町	土佐市	鹿児島市◎	
芦別市◎	青森市	湯沢市	石岡市◎	越生町	越生町	鎌倉市◎	かほく市	かほく市	草津市長	近江八幡市長	忠岡町	境港市	下関市	四万十市	鹿児島市◎	
江別市◎	弘前市	鹿角市	結城市◎	嵐山町	嵐山町	藤沢市◎	白山市	白山市	守山市	草津市長	熊取町◎	菅原町	宇部市	いの町◎	鹿児島市◎	
紋別市	八戸市◎	由利本荘市	龍ヶ崎市長	小川町	小川町	小田原市◎	津幡町	津幡町	半田市	守山市	熊取町◎	琴浦町	山口市	北九州市◎	鹿児島市◎	
士別市	黒石市	湯上市長	下妻市長	鳩山町◎	鳩山町◎	遠子市◎	津幡町	津幡町	春日井市長	守山市	熊取町◎	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
名寄市	大館市長	大仙市長	常総市長	横瀬町	横瀬町	三浦市長	小島町	小島町	津島市長	甲斐市長	神戶市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
三笠市◎	北秋田市長	小坂町◎	高萩市長	美里町	美里町	厚木市長	穴水町	穴水町	津島市長	野洲市長	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
根室市	十和田市長	小坂町◎	高萩市長	神川町	神川町	大和市長	能登町	能登町	津島市長	湖南市長	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
千歳市◎	むつ市長	山形県	北茨城市	上里町◎	上里町◎	伊勢原市長	福井市長	福井市長	津島市長	東近江市長	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
滝川市◎	つがる市長	山形市◎	笠岡市長	伊勢原市長	伊勢原市長	海老名市長	敦賀市長	敦賀市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
歌志内市◎	平川市長	米沢市長	取手市長	海老名市長	海老名市長	南足柄市長	関市市長	関市市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
深川市	野辺館村◎	鶴岡市長	牛久市長	南足柄市長	南足柄市長	松田市長	中津川市長	中津川市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
富良野市◎	野辺地町◎	酒田市長	つば市長	松田市長	松田市長	松田市長	瑞浪市長	瑞浪市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
登別市◎	七戸町◎	新庄市長	ひたちなか市長	松田市長	松田市長	松田市長	恵那市長	恵那市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
恵庭市	おいらせ町◎	新庄市長	鹿嶋市長	千葉県	千葉市長	千葉市長	美濃加茂市長	美濃加茂市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
北広島市◎	三戸町	新庄市長	守谷市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
石狩市	五戸町◎	村山市長	常陸大宮市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
北斗市	階上町◎	長井市長	那珂市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
当別町	盛岡市長	天童市長	かすみぐら市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
福島町	盛岡市長	坂東市長	さいたま市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
七飯町◎	宮古市長	神栖市長	川越市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
八雲町	大船渡市長	行方市長	熊谷市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
長万部町◎	花巻市長	鉾田市長	行田市◎	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
江差町	北上市長	つば市長	秩父市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
倶知安町	釜石市長	小美玉市長	所沢市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
岩内町	二戸市長	茨城町◎	坂東市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
古平町	八幡平市長	大洗町◎	本庄市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
余市町◎	奥州市◎	最上町◎	東松山市◎	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
南幌町◎	磐石市長	高島町◎	春日部市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
長沼町	岩手町	川西町◎	狭山市◎	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
栗山町◎	小国町	阿見町◎	羽生市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
鷹栖町	大槌町	河内町◎	鴻巣市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
東神楽町	山田町◎	境町◎	深谷市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
美瑛町	一戸町	福島市長	草加市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
美幌町	仙台市長	金津若松市長	宇都宮市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
斜里町	石巻市長	郡山市◎	足利市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	
遠軽町	塩竈市長	白河市長	佐野市長	千葉市長	千葉市長	千葉市長	土岐市長	土岐市長	津島市長	愛宕町◎	姫路市長	北米町	萩市	北九州市◎	鹿児島市◎	

合計 835都市

凡例

- 〇〇市 立地適正化計画を作成・公表済み
- 〇〇市◎ 防災指針を含む立地適正化計画を作成・公表済み
- 〇〇市 立地適正化計画を作成中・作成予定

(第3種郵便物認可)

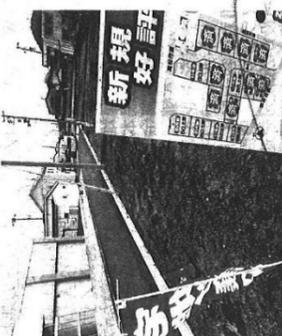
【朝夕刊】月きり定価400円(本体価格407円4角+消費税326円)1部売の朝刊150円・夕刊150円

産 業 局

産 業 局

コンパクトシティ

2024.4.30



居住誘導区域外で人口が増えている高松市三谷町。「宅地分譲中」と書かれたのぼりが立ち上っている(高松市で)上近藤誠撮影

見えぬ効果

立地適正化制度10年

人口減少が進む中、都市機能を集約して行政機能を効率化する「コンパクトシティ」構想を進めるための「立地適正化計画制度」が導入されてから今年で10年となる。500以上の自治体が計画を策定しているが、その効果は見えにくい。人口データを分析すると、郊外の人口増加を抑制しきれていない現状が見えてきた。(高松総局 山本貴大、社会部 松田卓也)

立地適正化計画制度は、2014年8月施行の改正都市再生特別措置法で導入された。住民に居住を促す「居住誘導区域」や、病院や商業施設などを集約する「都市機能誘導区域」などを自治体が設定する。道路や上下水道の維持コストを抑える効果があるとして、国土交通省によると、昨年12月現在、全市町村の3分の1近い537市町村が計画を策定している。

居住誘導区域で人口が増え、区域外で減少するのが理想的とされる。しかし、読売新聞が県庁所在地で計画を策定している39市について、15年と20年の国勢調査の人口データを500四方ごとに分析したところ、39市の大半で区域外で人口増加している部分を確認できた。

高松市もその一つだ。都市計画課の担当者は「中心部に人口を誘導しようとしているが、郊外への『じじみ出し』が起きている」と

区域外で人口増 抑制困難

高松市は00年代からコンパクトなまちづくりに取り組んできた。18年3月に立地適正化計画を策定し、市中心部の約60平方メートルを居住誘導区域に設定。区域内の人口は16年、1年間で約500人の転出超過だったが、28年に約700人の転入超過に転換する目標を掲げ

※読売新聞が国勢調査や国土地理院のデータを基に作成



は、しかし、15年と20年の500四方あたりの人口データを比較すると、区域内が平均で14.7人減った一方、区域外では0.5人増えていた。特に増えていたのが、区域のすぐ外にある多肥上三谷町の境界付近だ。地域には新築住宅が並び、空き地に「分譲

中」と書かれた看板が立ち上っている。昨年、戸建を新築した塩田雅浩さん(33)は「土地が安く、スーパーも近くに便利。中心部に住むメリットは感じない」と話す。22年頃、誘導区域内に高層マンションが複数完成し、同年に計画策定後初めて区域内人口の転入超過を記録したが、区域外の開発は止まらない。担当者は「区域外の規制をあまり厳しくすれば、市外に人口が流出し、かねない」と打ち明ける。岐阜市でも区域外で人口が増加していた。



都市計画法には「市街化区域」という制度がある。区域内で開発を推奨し、区域外で制限する。市は17年3月に立地適正化計画を策定した際、誘導区域を市街化区域の約6割に設定した。その結果、誘導区域外では、市街化区域と比べて、誘導区域外で「グリーン」が生まれ、誘導区域内の人口が15年から20年にかけて0.3%減る一方、グリーンで0.6%増えていた。誘導区域外で人口が増える背景には、一般的に区域外より地価が安いことが影響していると思われる。

弱い手

次世代型路面電車(RT)の整備を進めてきた高松市は、成功例の一つとされる。誘導区域内

「多角的な評価が必要」

立地適正化計画制度の課題の一つは、明確な評価基準がないことがある。国土交通省が2023年12月に公表した調査では、計画策定後に「誘導区域の人口割合が増えた」と答えた自治体は対象の63.9%に上った。しかし、人口割合の算出方法は自治体ごとに異なり、詳細なデータを把握していない自治体もあ

り、同省は63.9%という数字について「実態を正しく把握・評価できていない可能性がある」と指摘している。同省は制度の実効性を上げるため、昨年12月に有識者会議を設け、評価のあり方などを検討している。氏原由人・岡山大学教授(都市計画学)は「コンパクトシティは持続可能な都市づくりのために必要だが、住民が利点を感じにくい。自治体は誘導区域内に住むことのブランド価値を住民に丁寧に説明し、そのためには、短期的な人口増減だけでなく、公共交通機関や病院や商業施設などの指標を基に多角的に評価し、効果を可視化する仕組みが必要だ」と指摘している。

第9編 幸田町のまちづくりの現状と課題 資料

資料③

「幸田町の都市計画」(令和5年11月作成)
土地区画整理事業

4 市街地開発事業

4-1 土地区画整理事業

施行済地区	10地区	112.3ha
施行中地区	3地区	20.8ha
合計	13地区	133.1ha

内訳

地区名	施行面積	事業認可	解散認可	計画戸数	計画人口	施行主体
幸田深溝地区	11.8	S51. 3. 15	S58. 3. 22	163	407	組合
幸田里前地区	5.8	S57. 12. 13	H 2. 1. 12	107	428	〃
幸田三ヶ根南地区	1.8	S58. 10. 21	H 1. 3. 31	32	128	〃
幸田駅西地区	10.6	S58. 12. 26	H 3. 2. 8	180	720	〃
幸田芦谷地区	6.8	S59. 8. 1	H 8. 2. 9	184	607	〃
幸田郷前地区	2.1	H 8. 11. 6	H13. 8. 31	61	208	〃
幸田大草山添地区	8.7	H 8. 12. 6	H16. 2. 20	253	860	〃
幸田野場地区	4.2	H15. 11. 18	H19. 12. 21	131	419	〃
幸田相見地区	54.2	H10. 8. 28	H28. 3. 15	1,054	3,480	〃
幸田岩堀地区	6.3	H24. 3. 9	H31. 3. 15	183	531	〃
施行済計	112.3			2,348	7,788	
幸田駅前地区	2.9	H18. 10. 16	R5年度予定	84	256	公共
幸田六栗地区	9.2	H24. 4. 3	R5年度予定	239	693	組合
幸田深溝里地区	8.7	H24. 12. 11	R6年度予定	190	551	〃
施行中計	20.8			513	1,500	
合計	133.1			2,861	9,288	

4-2 工業用地造成事業

施行済地区 5地区 165.3ha

内訳

地区名等	施行面積	施行年度	計画企業数	計画従業員数	施行主体
駅西地区工業団地	52.4	S42~S44	9	999	県企業庁
坂崎地区工業団地	33.9	S46~S47	3	2,652	〃
中部地区工業団地	20.0	S59~S61	1	3,640	〃
長嶺地区工業団地	20.7	H 1~H 3	1	600	〃
西尾地区工業団地	38.3	S49~S52	1	10,000	日本電装㈱
合計	165.3				

序章 はじめに

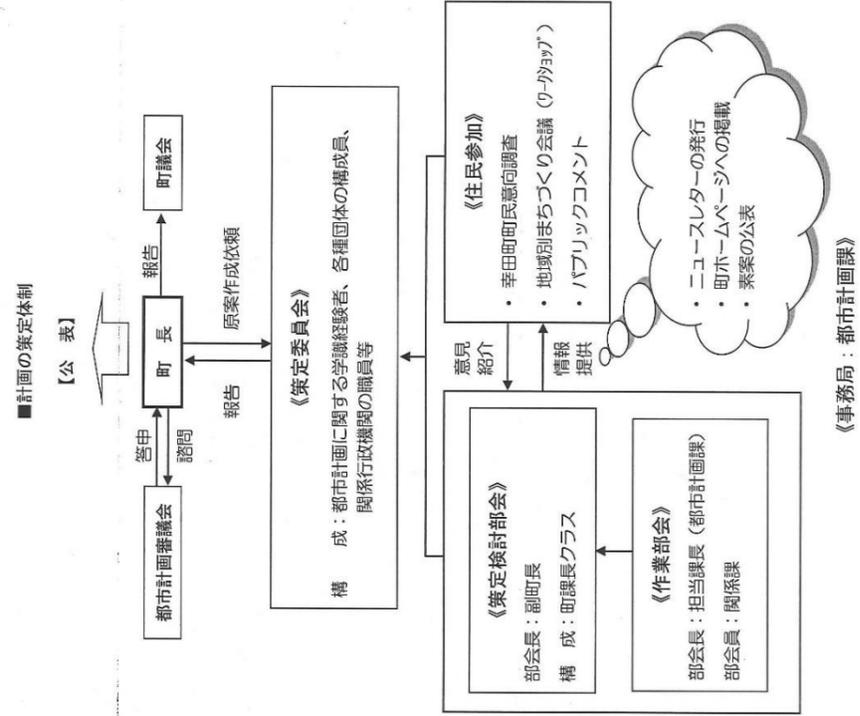
資料④

「幸田町都市計画マスタープラン」
(平成22年3月策定、令和2年3月一部改定)
「序章 はじめに」

序章 はじめに

序-2 マスタープラン策定の体制

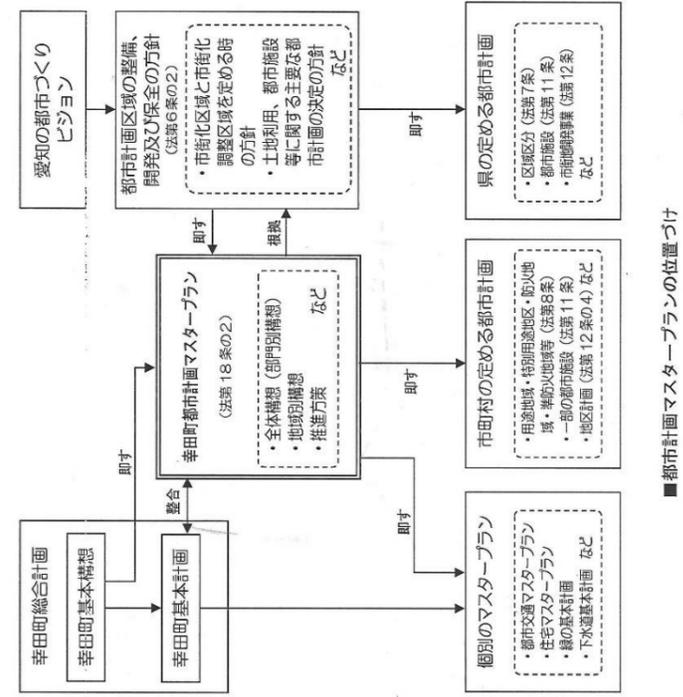
都市計画マスタープランは、庁内の担当者による「検討部会」及び「作業部会」での検討を踏まえ、「幸田町都市計画マスタープラン策定委員会」において検討を深めます。また、委員会は地域住民による「地域別まちづくり会議(ワークショップ)」からの提言を受けるとともに、策定内容について協議します。



3

(4) 一部改定の背景と目的

本計画の中間年次である令和2年(2020年)を迎えようとするなか、拡大工業地帯において地域ニーズや事業者ニーズとの乖離などにより、工場立地が計画通り進んでいない状況がみられるため、これらのニーズ等を踏まえた見直しを行い、計画的な工場立地を促進することを目的として、計画の一部改定を行うものとなります。



2

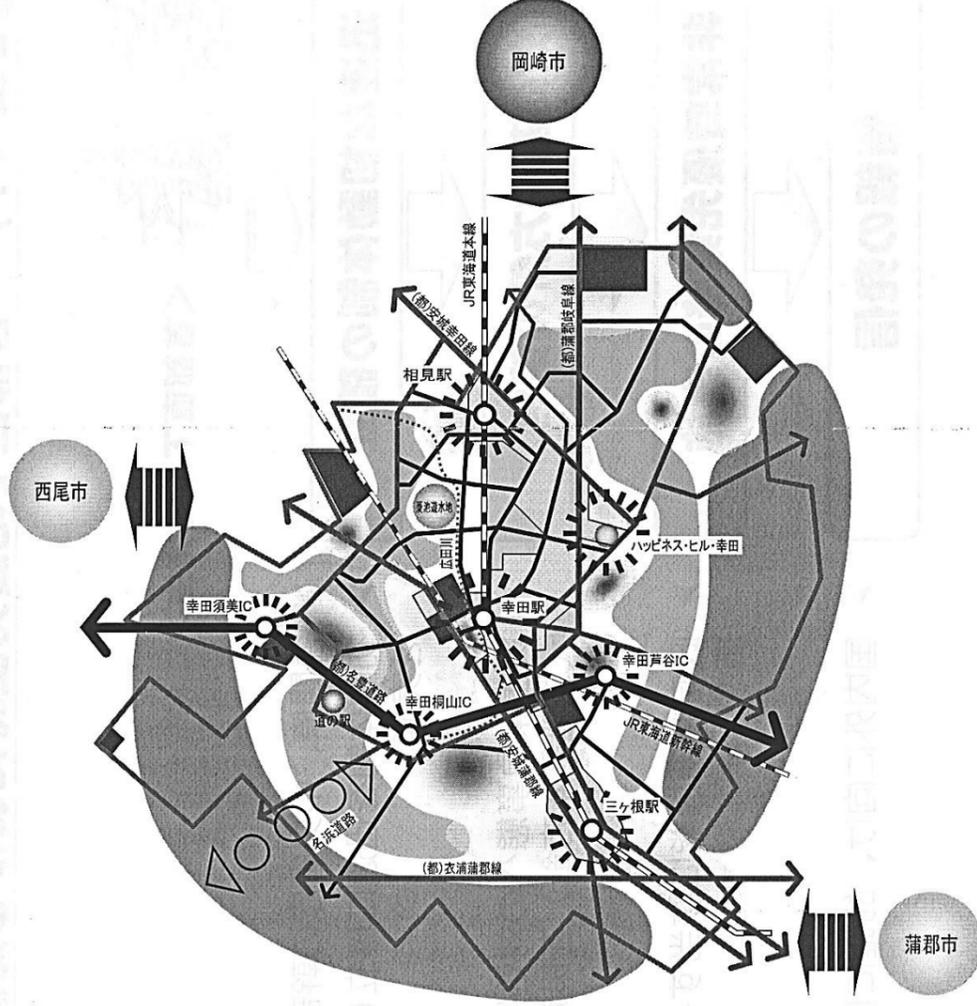
3

資料⑤

「幸田町都市計画マスタープラン」
(平成 22 年 3 月策定、令和 2 年 3 月一部改定)

「第 2 章 都市づくりの目標 将来都市構想図」

第2章 都市づくりの目標



凡 例			
	都市拠点		骨格となる緑(森林、農地、河川)
	インターチェンジ拠点		既成市街地
	広域交通軸(地域高規格道路・IC)		既存工業団地
	広域交通軸(鉄道・駅)		現行市街化区域界
	幹線交通軸		新市街地(住宅用地等)
	拠点連携軸		拡大市街地(工業用地)

■将来都市構想図

資料⑥

「幸田町都市計画マスタープラン」
(平成 22 年 3 月策定、令和 2 年 3 月一部改定)

「第 3 章 都市づくりの方針 3-3 市街地整備・開発の方針」

第3章 都市づくりの方針

第3章 都市づくりの方針

3-3 市街地整備・開発の方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 人口増加や工業用地需要に対応する計画的な都市基盤の整備
- ・ 無秩序な開発の防止

(2) 市街地整備・開発の方針

① 現行市街地の整備方針

- 1) 都市拠点となる市街地の整備方針
 - ・ 幸田駅、相見駅、三ヶ根駅周辺及び、ハッピーネス・ヒル・幸田周辺において施行中の土地区画整理事業や地区計画による計画的な市街地整備を推進し、個々の特性に合わせた機能集積を行い都市拠点の形成を図ります。
 - ・ 幸田駅周辺及び三ヶ根駅周辺の商業地等は、高容積指定に見合った土地の高度利用に向け、再開発等により商業・居住機能の更新を図ります。
 - ・ (都) 芦谷蒲部線、(都) 芦谷高力線等の都市計画道路の整備と合わせて、沿道の計画的な建て替え誘導により、土地の有効・高度利用を図ります。

② 一般住宅市街地整備の方針

- ・ 一般市街地については、地区計画、建築協定等の活用により、計画的で特色ある街並み形成(建築物誘導等)を図ります。
- ・ 点在する市街化区域内農地は、地区計画等の活用による計画的な市街地整備を推進します。

③ 拡大市街地等の整備方針

- ・ 人口増加に対応して住居系市街地の拡大を図ります。新市街地の整備については、土地区画整理事業による面的な整備を基本としますが、既存の集落地を含む場合においては、地区計画による土地利用誘導や道路、公園などの地区施設整備等の手法を含めて検討します。
- ・ 拡大工業用地については、工業用地需要を勘案しつつ(都)名豊道路の3ヶ所のインターチェンジ周辺及び、既存の工業団地周辺の産業拠点において工業・物流機能、または複合的な産業機能を持つ拠点形成を図るため、工業用地造成事業等により計画的な市街地整備を推進します。

- ・ 県が定めた市街化調整区域地区計画ガイドラインの「II同意指針」に適合する住宅地開発や市街化調整区域地区計画に適合または市街化調整区域における技術先端型業種の工場立地は、緑農・都市共生地区や一体的市街地誘導地区(当面市街地と一体とならない箇所における開発の場合)において許容するものとします。

③ 住宅の整備方針

- 1) 良好な住居ストックの形成
 - ・ 道路、排水施設などの都市基盤整備と合わせて、地震や水害などの災害に強い住宅・宅地の形成を図ります。
 - ・ 様々な家族形態やライフスタイルに対応し、持ち家と賃貸住宅、戸建住宅と集合住宅等、多様なニーズに配慮した住宅・宅地の形成を図ります。
 - ・ 町を取り囲む山並みや農地など、優れた環境や景観と調和するとともに、新エネルギーを活かした環境にやさしい住宅地の形成を図ります。
- 2) 高齢社会への対応
 - ・ 医療・福祉施設をはじめとする公共施設との連携のもと、同居・隣居・近居への対応、ケア付き住宅の供給等、高齢者に配慮した住宅・宅地の形成を目指します。
 - ・ 公共交通をはじめ日常生活の利便性が高い駅周辺整備等において、各種の高齢者対応住宅のメニューについて検討します。

逆線引き

高度経済成長期の宅地需要の高まりに伴い拡大した「市街化区域」を、開発を抑制する「市街化調整区域」に戻すこと。これまでは主に森林や農地を保護する目的で行われてきたが、人口減少を背景にした都市機能の集約や、災害リスクの低減を目的に実施する動きが出始めている。

「土石流で電柱が倒され、飛び散った火花の光で、向かいの家2軒が押し流されるのが見えた」。広島市安佐南区緑井8丁目

10年前土石流の広島県

土砂災害の街 新築禁止の「逆線引き」

谷本さん宅は、山に近い場所に立っているものの、谷筋から少し外れているため、敷地に土砂が流れ込んだだけで済んだ。ただ、広島県内では77人が死亡(災害関連死亡含む)。緑井8丁目では5人(同)が亡くなった。

県内では、高度経済成長期に山裾まで広がった住宅地で土砂災害が相次いで発生。そのため県は来年3月、開発を優先的に進める市街化区域を、原則として新たな建物が

建てられない市街化調整区域に戻す「逆線引き」を実施することを決めた。住民を災害リスクの低いエリアに誘導するた

具体的には、市街化区域内の端にある土砂災害特別警戒区域のうち、住宅や店舗のないエリアを市街化調整区域にし、新たな居住者をほぼなくすのが狙い。

逆線引きの対象エリアでは、地価の下落や住民の転出の恐れがある。それでも、谷本さんはやむを得ないと考えている。「親しかった近所の人が亡くなってショックだった。同じような災害が起きる可能性を減らすためにも、逆線引きのような規制は大切ではないか」と語った。(千種辰弥)

警戒区域 居住リスクなお

指定倍増でも被害後絶たず

広島土砂災害10年

豪雨などの際に災害が発生し、住民の生命に危険が生じる恐れがある「土砂災害警戒区域」。発生から10年となる広島土砂災害では、区域の指定作業が間に合わず、甚大な被害が生じた地域もあった。教訓を踏まえた法改正によって指定作業が進み、警戒区域は災害前に比べて全国で約2倍の約70万戸に拡大。災害リスクの周知が進んできたが、区域内には依然として住宅などが立ち並ぶ。自然災害に備えるかの課題は残っている。(土屋宏嗣)

11面参照

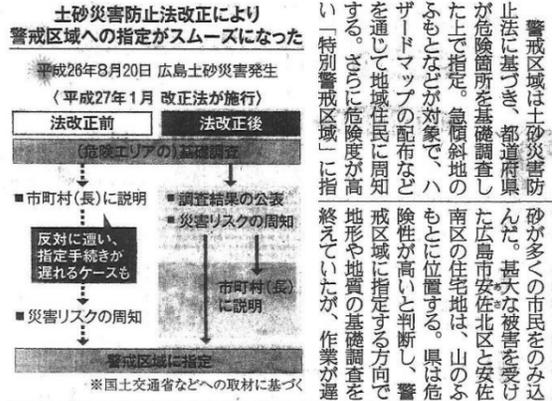


広島土砂災害の現場。災害リスクの周知や住宅の安全確保といった課題はなお残る。平成26年8月21日、広島市安佐南区

開発抑制取り組みも



定されると、開発に制限が加わる。改正法で周知義務化



開設が進む各地の災害「伝承館」

東日本大震災(平成23年) 東日本大震災津波伝承館いわてTSUNAMIメモリアル(岩手県陸前高田市) 令和元年9月開館

阪神大震災(平成7年) 人と防災未来センター(神戸市) 平成14年4月開館

広島土砂災害(平成26年) 広島市豪雨災害伝承館(広島市) 令和5年9月開館

熊本地震(平成28年) 熊本地震震災ミュージアム KIOKU(熊本県南阿蘇村) 令和5年7月開館

東日本大震災(平成23年) みみや東日本大震災津波伝承館(宮城県石巻市) 令和3年6月開館

記憶や教訓 各地に伝承施設

地震や豪雨などの災害は約500平方メートル。パネル展示で土砂災害のメカニズムや備えのポイントを解説するほか、土石流のCG映像や被災者のインタビューが設けられた。屋外では、防災グッズの展示や、体験する機会も設けられた。同県は、減災や防災に役立つ。23年の東日本大震災を伝える施設は、岩手県陸前高田市と宮城県石巻市にそれぞれ設けられ、津波の映像や被災者の証言などを紹介している。復旧の歩みなどについても解説している。(岡嶋大城)

関西大社会安全学部教授 山崎栄一氏(災害法制)

論点

かつては土地価格の下落への懸念などから地元民の反対に遭い、土砂災害警戒区域への指定が難航することもあったが、広島土砂災害を機に土砂災害防止法が改正され、災害リスクの周知が優先されるようになった。この10年で指定作業は全国的にはほぼ完了したが、一部未指定の区域が残る。都道府県側には、人命優先で速やかに作業を進めることが求められる。とはいえ法律上、警戒区域での開発が完全に禁止されているわけではなく、区域内に



行政と住民 危機感共有を

民家などの建物が立ち並ぶ例は珍しくない。日本は国土が狭く、災害リスクが極めて低い場所だけが開発を許容されるというルールは非現実的であり、地域の利便性などを考慮した場合、ある程度のリスクは引き受けざるを得ない場合もある。ただ、そうした区域で生活を営む人々に対しては、都道府県側は、災害リスクに加えて災害時の避難先や行動手順に関する情報の周知を徹底しなければならぬ。行政側と住民側の双方が日ごろから危機感を共有し、いつ訪れるかわからない災害に備えることが重要だ。